

児童・母子・父子福祉

1 相談窓口

1 児童相談所

児童相談所では、児童(満18歳未満)に係る諸問題について、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、家庭・学校などからの相談に応じ、必要な調査や医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察をし、それぞれに基づいた必要な指導を行います。

児童福祉法の改正により、平成17年度から、市町村が児童家庭相談の一義的な窓口として位置づけられました。

児童相談所一覧

相談所名	所在地		電話
中央児童相談所	〒038-0003	青森市大字石江字江渡5-1	017 (781) 9744
弘前児童相談所	〒036-8065	弘前市西城北一丁目3-7	0172 (32) 5458
八戸児童相談所	〒039-1101	八戸市尻内町字鴨田7	0178 (27) 2271
五所川原児童相談所	〒037-0046	五所川原市栄町10	0173 (38) 1555
七戸児童相談所	〒039-2571	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176 (60) 8086
むつ児童相談所	〒035-0073	むつ市中央一丁目1-8	0175 (23) 5975

子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待に関する通告・通報のためのフリーダイヤルによる「子ども虐待ホットライン」を各児童相談所に開設しています。

いつでも、だれでも、どこからでも通告・通報でき、それらに専門の電話相談員、職員が応じ、虐待問題に迅速かつ適切な対応を行うものです。

中央児童相談所	TEL 0120 (71) 6552
弘前児童相談所	TEL 0120 (73) 6552
八戸児童相談所	TEL 0120 (74) 6552
五所川原児童相談所	TEL 0120 (75) 6552
七戸児童相談所	TEL 0120 (78) 6552
むつ児童相談所	TEL 0120 (72) 6552
※全国共通ダイヤル	TEL 0570 (064) 000

2 子ども家庭支援センター総合相談 TEL 017 (775) 8080

子育てや子ども自身の悩みなど、子どもと家庭に関わる様々な相談に応じます。

〈相談時間〉 9:00～16:00(水曜日、年末年始を除く)

3 青森県総合学校教育センター

心の悩みにこたえる教育相談 TEL 017 (728) 5575

いじめや不登校など、児童生徒に関わる悩み全般の相談に応じます。

特別支援教育に係る教育相談 TEL 017 (764) 1991

お子さんの発達や障がい・養育・就学に関わる相談全般に応じます。

4 あたたかテレホン TEL 017 (777) 5222

県教育庁学校教育課に、専任のアドバイザーを配置し、いじめや不登校、問題行動など、教育にかかわること全般についての相談に応じています。

(祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日の8:30～17:00)

5 ヤングテレホン

少年の悩みごとや子どもに関する心配ごとなどの相談に、少年補導職員などが相談に応じます。なお、受付は8時30分から17時まで(土・日・祝祭日、年末年始を除く)です。

ヤングテレホン一覧

警察本部少年課 TEL 0120 (58) ^{こどもは なやむな}7867

青森警察署 TEL 017 (776) 7676

八戸警察署 TEL 0178 (22) 7676

弘前警察署 TEL 0172 (35) 7676

※ 上記相談窓口について、土日祝日、夜間でお急ぎの場合は、最寄りの警察署又は警察安全相談(#9110)へご相談下さい。

6 ヤングメール

少年の悩みごとや子どもに関する相談を、電子メールでも受け付けています。但し、回答は2～3日後(土・日・祝祭日、年末年始を除く)となりますので、緊急性のある相談については、ヤングテレホン、または最寄りの警察署へご相談下さい。

アクセス方法

○パソコン、携帯電話から直接アクセスしたい時は

youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

○少年サポートセンターホームページ(ピア・ナビ)

<http://www.police.pref.aomori.jp/seianbu/syounen/peernavi/index.html>からもアクセスできます。

7 少年補導センター

警察、教育、児童福祉等の関係機関・団体及び民間有志者等の合同活動によって、少年非行の早期発見、早期補導等を行い、少年の非行防止及び健全育成を期する目的で設置されています。

少年補導センター一覧

名 称		所 在 地	電 話
青 森 市 少 年 指 導 室	〒030-0903	青森市栄町1丁目10-10	017(744)5770
弘前市少年相談センター	〒036-8207	弘前市大字上白銀町1-1 (市役所内)	0172(35)7000
八戸市少年相談センター	〒031-0075	八戸市内丸1丁目1-1市庁内	0178(43)2142
黒石市青少年相談センター	〒036-0307	黒石市大字市ノ町5-2	0172(52)2876
五所川原市少年相談センター	〒037-0202	五所川原市一ツ谷504-1 (中央公民館内)	0173(35)6050
十和田市スポーツ青少年課	〒034-0301	十和田市大字奥瀬字中平70-3	0176(23)5111
三沢市青少年補導センター	〒033-0031	三沢市桜町一丁目1-38	0176(53)3207
むつ市少年センター	〒035-0073	むつ市中央一丁目8-1 (市役所内)	0175(22)1111
三戸町少年指導センター	〒039-0141	三戸郡三戸町川守田字関根川原55 (中央公民館内)	0179(22)2186

8 チャイルドライン TEL 0120 (99) 7777

子どもの声に耳を傾ける電話、お説教ぬき、押し付けぬき、子どもたちの声にただただ耳を傾ける、それがチャイルドラインです。家族のつながり、地域のつながり、友だちとのつながり、ごくごく身近な人たちと上手くつながることが難しい今の子どもたちの環境に、声だけでつながる、ほんのちょっとした居場所を、ということから始めました。

チャイルドラインは18歳までの子どもがかける電話 どんな話でもオーケー！

相談受付 毎週 月曜日～土曜日 16：00～21：00

9 女性相談所

病気や経済困窮、子どもの養育に関する悩み、家庭内不和や男女関係等女性の様々な相談に応じ、必要な保護、指導や啓発活動等を行っているほか、「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者からの暴力に関する相談・一時保護・支援等を行っています。

「配偶者暴力相談支援センター」としては、この他に、県の福祉事務所、青森県男女共同参画センターが業務を行っています。

連絡先 〒038-0003 青森市大字石江字江渡5-1 TEL 017(781)2000

DVホットライン

配偶者からの暴力に関する通報や緊急相談のためのフリーダイヤルによる「DVホットライン」を女性相談所に開設しています。

女性相談所（フリーダイヤル）	0 1 2 0 - 8 7 - 3 0 8 1
DV相談ナビ（全国共通）	0 5 7 0 - 0 - 5 5 2 1 0

10 母子自立支援員

母子家庭等に対して、一身上のことや生活上のことなど、いろいろな相談をうけ、適切な助言をして母と子どもが安定した生活ができるように各福祉事務所(市部は青森市、弘前市、八戸市、三沢市のみ)(108頁に一覧掲載)に配置されています。(母子及び寡婦福祉法第8条)

11 母子自立支援プログラム策定員

児童扶養手当受給者の就労・自立支援のため、自立目標や支援内容等を設定し、必要な情報提供、連絡調整等を行うほか、公共職業安定所との連携による就労支援を行います。市を除く各福祉事務所(108頁に一覧掲載)に配置されている母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員の業務を兼務しています。

12 婦人相談員

DV被害者をはじめとする要保護女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行います。

各福祉事務所(108頁に一覧掲載)と女性相談所に配置されています。

13 家庭児童相談室

市福祉事務所(むつ市を除く。(108頁))に家庭児童相談員を置き、家庭における児童養育に関する相談及び児童に係る家庭の人間関係に関する相談に応じ、助言を与えるほか、社会福祉主事を配置し、家庭訪問等により、相談、指導を行い児童の福祉の向上を図っています。

14 主任児童委員

児童虐待や凶悪犯罪の低年齢化など、近年の子どもや子育て家庭をめぐる課題は深刻であり、地域において活動する児童委員や主任児童委員への期待が高まっています。

そのため、担当地区を持たず、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が、地区担当する児童委員と児童福祉関係機関との連絡調整を行うことにより、児童福祉の推進を図っています。

15 男女共同参画センター TEL 017 (732) 1022

セクシュアル・ハラスメントやパートナーからの暴力、女性の生き方や男女共同参画についての相談を行います。

- 夫婦・親子・嫁姑のことで悩んでいるとき
- 近所・職場など人間関係で悩んでいるとき
- セクシュアル・ハラスメントやパートナーからの暴力で悩んでいるとき
- 体や性に関することで悩んでいるとき
- 男女関係のことで悩んでいるとき
- 人に言えない悩みがあるとき
- だれに相談していいのかわからないとき

一 般 相 談	専 門 相 談
<p>◆電話相談</p> <p>どなたでも気兼ねなく匿名で相談できます。</p> <p>時間 9時～16時</p> <p>水曜日・年末年始休み</p> <p>◆面接相談</p> <p>相談室においでいただき、一緒に考えていきます。電話でご予約ください。</p> <p>時間 9時～16時</p>	<p>◆法律相談</p> <p>第2・4火曜日 14時～16時</p> <p>◆こころの相談</p> <p>第3金曜日 13時～15時</p> <p>専門相談は面接のみです。電話でご予約ください。</p>

連絡先 〒030-0822 青森市中央3丁目17-1 TEL 017 (732) 1022 (相談専用電話)

16 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭及び寡婦からの相談(一般・法律・就業)に応じるとともに、就業支援講習や就業支援バンク事業等を行い、母子家庭等の就業・自立のための支援をしています。

連絡先 〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ TEL 017 (735) 4152
財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会内

2 施 設

1 保 育 所

(165頁に一覧掲載)

保護者の就労や、病気等で、日々乳幼児を保育することができない場合、保護者にかわって保育します。手続きは市福祉事務所や町村役場で行います。

また、県内には470カ所(平成24年4月1日現在)あり、定員は31,823人となっています。(児童福祉法第39条)

2 児童厚生施設

(185頁に一覧掲載)

児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設です。(児童福祉法第40条)

小型児童館

児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びをあたえ、幼児及び少年を個別的、又は集団的に指導して児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、こども会等の地域組織活動の育成助長をはかる等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものです。平成24年4月1日現在71カ所あります。

児童センター

近年、特に都市において、人口の集中や交通量の増大、宅地開発の進行等により、児童にとって適当な遊び場が著しく不足する一方、テレビの普及等も影響して、児童の運動機会の減少、運動嫌い等に伴い、体力の立ち遅れ現象がみられます。このような現況から児童センターは上記の児童館機能に体力増進機能を加えた児童館となっております。

現在、県内では青森、弘前、八戸、黒石、三沢の5市及び、横浜町、おいらせ町の2町に合計28カ所設置されております。

児童遊園

設備として広場、ぶらんこ及び便所の外必要に応じて遊具を設備することになっております。また子どもの遊びを指導する児童厚生員をおかなければならないことになっております。

本県には児童福祉法によるものが44カ所あります。

3 児童養護施設

(190頁に一覧掲載)

保護者のない児童・虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設で、県内には6ヵ所あります。必要に応じて、児童相談所が入所措置を行います。(児童福祉法第41条)

4 児童自立支援施設

(190頁に一覧掲載)

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させる等により、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としています。本県には1ヵ所あります。必要に応じて、児童相談所が入所措置を行います。(児童福祉法第44条)

5 情緒障害児短期治療施設

(191頁に一覧掲載)

軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としています。本県には1ヵ所あります。必要に応じて、児童相談所が入所措置を行います。(児童福祉法第43条の5)

6 乳児院

(195頁に一覧掲載)

乳児(保健上、安定した生活環境の確保、その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設で、対象はおおむね2歳未満の乳幼児です。本県には3ヵ所あります。必要に応じて、児童相談所が入所措置を行います。(児童福祉法第37条)

7 母子生活支援施設

(190頁に一覧掲載)

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。本県には3ヵ所あり、手続きは福祉事務所でを行います。(児童福祉法第38条)

8 助産施設

(196頁に一覧掲載)

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設です。本県には7カ所あり、手続きは福祉事務所で行います。(児童福祉法第36条)

9 認定こども園

(197頁に一覧掲載)

幼稚園、保育所等のうち、

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- ② 地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

平成24年4月1日現在における本県の認定こども園数は17カ所です。

3 保育に伴う制度

1 保育料軽減事業

出生率の向上及び親が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、保育料を軽減する事業を実施している市町村に対して、事業実施に要する経費を補助しています。

保育料は市町村によって異なりますので、詳細は各市町村窓口にお問い合わせください。

2 保育対策等促進事業

① 延長保育促進事業

11時間の開所時間の前後において概ね30分以上保育所の開所時間を延長して保育を行うものです。

② 休日保育事業

日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の保育需要に対応するものです。

③ 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に、自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育するものです。

3 子育て支援交付金事業

① 一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消や保護者の疾病や災害等に伴う一時的な保育需要に対応するものです。

② 地域子育て支援拠点事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、保育所等に乳幼児や保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、助言を行うことにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うものです。

4 教 育

1 幼稚園

幼稚園は、幼児を保育し、生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、言語や音楽、絵画、自然とのふれあい等の情操を育む活動や集団生活による生活習慣・態度の醸成などの体験・習得できる適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に設置されています。入園手続きは、当該幼稚園又は、各市町村教育委員会等で行っています。

また、県内の幼稚園は、国公立9カ所、私立112カ所(3カ所休園)あります。(平成24年5月1日現在)

2 奨学生（高校・大学）財団法人青森県育英奨学会

本会の奨学金は、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学が困難な生徒に対して貸与し、もって本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的としています。

項 目	高等学校・専修学校（高等課程）	大 学
採用人員	700人（予定）	90人
申込資格	<p>高等学校等の本科及び専攻科に在学し、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 青森県人の子弟であること。（保護者が青森県の住民）</p> <p>(2) 高等学校又は専修学校（高等課程）に在学中の者であること。</p> <p>(3) 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること。</p> <p>(4) 学資の支弁が困難であると認められること。</p> <p>〔※ 専修学校（高等課程）は本会の資格要件を満たす学校のみが対象です。〕</p>	<p>出願者は、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 保護者が青森県の住民であること。</p> <p>(2) 平成24年4月、大学（通信制・短期大学・専門学校を除く。）の第1学年に入学見込みの者。</p> <p>(3) 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること。</p> <p>(4) 学資の支弁が困難であると認められること。</p> <p>(5) 原則として日本学生支援機構その他の団体等から学資の貸与又は給付を受けていない者。</p>

項 目	高等学校・専修学校（高等課程）	大 学
貸与月額	国・公立 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円 私 立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円	月額 44,000円
返 還	・貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3を乗じた年月数の間に全額返還 ・利子は、無利子 ・返還は、年賦・半年賦・月賦等の割賦	・貸与の終了した日の翌月から起算して1年を経過した後、8年の間に年賦・半年賦・その1年以内の割賦により全額返還 ・利子は、無利子
申込方法	奨学金申込書に所要事項を記入し、所得課税証明書を添付して在籍する学校又は、本会事務局へ提出（募集期間は、定期採用が4月上旬から下旬まで。緊急採用が随時）	同左（但し、募集期間は、高校3年時の12月中旬から3月下旬まで）
問合せ先	在籍する学校又は 〒030-8540 青森市新町二丁目3番1号 青森県教育庁教職員課内（財）青森県育英奨学会 TEL 017（734）9879 FAX 017（734）8274	

3 青森県立高等学校授業料の無償化・免除

授業料無償化

公立高等学校の授業料無償化が平成22年度から実施され、青森県立高等学校の授業料については、専攻科を除き、原則として不徴収となりました。生徒・保護者からの申請手続きは不要です。

なお、一度高等学校を卒業したことがある場合などについては、授業料無償化の対象外となります。

授業料免除制度

授業料無償化の対象外の生徒が、生活保護法第12条に規定する生活扶助を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯に属するときや、風水震災その他の天災地変で被害を受けたことなどにより生計が困難になったときは、授業料の全額又は半額が免除されます。

申請方法等については、生徒が在学する県立高等学校の事務室にお問い合わせください。

高等学校等就学支援金

平成22年度から、私立高等学校及び専修学校高等課程に在学する生徒に対して、公立高等学校に在学する生徒への支援(授業料無償化)と同等の額を支給するとともに低所得世帯に対しては、その2倍の額または1.5倍の額を支給します。

青森県私立高等学校等就学支援費補助金

低所得世帯については、就学支援金額に上乗せして補助します。

保護者の離職等、家計が急変した場合についても、上乗せして補助します。

5 生活支援

1 児童手当制度

児童手当は、中学校修了前の子どもを養育する方に手当を支給することにより、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的としています。

平成24年度における児童手当について

① 支給対象

中学卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

② 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特別給付として月額一律5,000円を支給します。

③ 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

手続の方法

児童手当を受給するためには、住所地の市町村役場(公務員の場合は勤務先)で申請手続きが必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、住所地の市町村役場(公務員の場合は勤務先)にお問い合わせ下さい。

2 児童扶養手当

・支給対象

何等かの理由により、父又は母と生計を同じくしていない18歳に達した年度末までの児童(一定の障害状態にある児童は20歳未満)を監護している母又は父(又は養育者)に対して児童扶養手当が支給されます。

※平成22年8月1日から父子家庭の父も児童扶養手当の支給対象となりました。

手当額・所得制限限度額(各種控除の金額)の一覧

区分	手 当 月 額		
	全 部 支 給	一 部 支 給	
1 人	41,430円	次の計算式になります。 41,420 - (所得額 - 所得制限限度額) × 0.0182890	
2 人	上記の金額に5,000円加算	上記の金額に5,000円加算	
3人以上	上記の金額に 3,000円ずつ加算	上記の金額に 3,000円ずつ加算	
扶養親族等の数	所得制限限度額 本 人	所得制限限度額 本 人	所得制限限度額 (孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者)
0 人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1 人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円 支給額は全額
2 人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円 支給の場合を
3 人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円 摘要する。
4 人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人以上	上記の金額に 380,000円ずつ加算	上記の金額に 380,000円ずつ加算	上記の金額に 380,000円ずつ加算

注:手当月額は、平成24年4月現在。 所得制限限度額は、平成14年8月以降適用。

3 遺児等援護対策事業

遺児等の健全な育成と福祉の増進を図るため、市町村が実施する遺児等援護対策事業に要する経費を県が助成する制度です。その内容は次のとおりです。

詳しくは、住所地の市町村役場にお問い合わせ下さい。

入学金の給付

遺児等が小学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の小学部を含む)又は中学校(特別支援学校の中学部を含む)に入学する場合に祝金を給付します。

単価 7,000円

卒業祝金の給付

遺児が中学校(特別支援学校の中学部を含む)を卒業する場合に祝金を給付します。

単価 10,000円

4 母子寡婦福祉資金

母子・寡婦家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための各種資金の貸付けを行います。

(資金の種類・貸付限度額等は次頁参照)

資金の種類	貸付対象等
事業開始資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子福祉団体 事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子福祉団体 現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能習得資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ① 自ら事業を開始し又は会社等に就職することを目的として、必要な知識技能を習得するための資金 ② 高等学校に修学する場合の修学及び入学に必要な資金
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 事業を開始し又は就職することを目的として、必要な知識技能を習得するための資金
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦 医療又は介護(医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金
生活資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ① 技能習得資金を借り受けて知識技能を習得している間 ② 医療又は介護を受けている間 ③ 母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・維持する間 ④ 失業中の生活を安定・維持するのに必要な生活補給資金 ※ 母子家庭の児童に対する父親からの養育費の取得に係る裁判費用も貸付の対象となる
住宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦 住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
結婚資金	・母子家庭の母 ・寡婦 母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の結婚

(注)償還:年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできます。

違約金:年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還されなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年10.75%の違約金が徴収されます。

(22. 4. 1改正)

貸付限度額等	据置期間	償還期限	利率
2,830,000円 団体 4,260,000円	1年	7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
1,420,000円	6カ月	7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
一般分貸付限度額：次頁の表（上段）参照 特別分貸付限度額：修学に係る直接必要な経費が一般分貸付限度額を超える場合に、次頁の表（下段）の額を限度として貸付け	当該学校卒業後 6カ月	20年以内 専修学校 （一般課程） 5年以内	無 利 子
※貸付期間：知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内 月額 68,000円	知識技能習得後 1年	20年以内	保証人有 無利子
自動車運転免許取得の場合 460,000円			保証人無 年1.5%
※貸付期間：知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内 月額 68,000円	知識技能習得後 1年	6年以内	無 利 子
自動車運転免許取得の場合 460,000円			
100,000円	1年	6年以内	保証人有 無利子
通勤用自動車購入費を含む場合 320,000円			保証人無 年1.5%
医療 所得税が課されていない場合 340,000円 480,000円	6カ月	5年以内	保証人有 無利子
介護 500,000円			保証人無 年1.5%
※貸付期間 ①については3年以内 ②については2年以内 ③については母子家庭となって7年未満の母の貸付満了後失業貸付期間の満了後6ヶ月 ④については離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後 医療若しくは介護終了後 母子家庭になって7年未満の母の貸付満了後失業貸付期間の満了後6ヶ月	技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 7年未満の母 8年以内 失業 5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
1,500,000円	6カ月	6年以内	保証人有 無利子
特別 2,000,000円		特別 7年以内	保証人無 年1.5%
※新居住地で申請 260,000円	6カ月	3年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
小学校 39,500円 中学校 46,100円（所得税非課税の場合貸付）			
公立の高校、高等専門学校、専修学校（高専、一般課程）、修業施設（中卒者） 自宅 150,000円 自宅外 160,000円			
私立の高校、高等専門学校、専修学校（高等課程） 自宅 410,000円 自宅外 420,000円			
国公立の大学、短期大学、専修学校（高等課程） 自宅 370,000円 自宅外 380,000円	6カ月	就学 20年以内 修業 5年以内	無 利 子
私立の大学、短期大学、専修学校（専門課程） 自宅 580,000円 自宅外 590,000円			
修業施設（高卒者） 自宅 90,000円 自宅外 100,000円			
300,000円	6カ月	5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%

修学資金（一般分）貸付限度額（月額）一覧表

学校等種別			学 年 別				
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高 等 学 校	国公立	自宅通学のとき	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学のとき	23,000	23,000	23,000		
専修学校（高等課程）	私 立	自宅通学のとき	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学のとき	35,000	35,000	35,000		
高 等 専 門 学 校	国公立	自宅通学のとき	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学のとき	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私 立	自宅通学のとき	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000
		自宅外通学のとき	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
短 期 大 学	国公立	自宅通学のとき	45,000	45,000			
		自宅外通学のとき	51,000	51,000			
専修学校（専門課程）	私 立	自宅通学のとき	53,000	53,000			
		自宅外通学のとき	60,000	60,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学のとき	51,000	51,000	51,000	51,000	
	私 立	自宅通学のとき	54,000	54,000	54,000	54,000	
		自宅外通学のとき	64,000	64,000	64,000	64,000	
専修学校（一般課程）		31,000	31,000				

修学資金（特別分）貸付限度額（月額）一覧表

学校等種別			学 年 別				
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高 等 学 校	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
専修学校（高等課程）	私 立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高 等 専 門 学 校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短 期 大 学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	76,500	76,500			
専修学校（専門課程）	私 立	自宅通学のとき	79,500	79,500			
		自宅外通学のとき	90,000	90,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学のとき	76,500	76,500	76,500	76,500	
	私 立	自宅通学のとき	81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外通学のとき	96,000	96,000	96,000	96,000	
専修学校（一般課程）		46,500	46,500				

5 ひとり親家庭等医療費

趣旨及び事業の内容

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の助成をうけて市町村が医療費の助成をする制度です。(所得制限があります。)

給付対象者

- ① 母子家庭、父子家庭の児童及び父母のない児童(18歳に達した最初の年度末まで)
- ② 母子家庭の母及び父子家庭の父

医療の給付内容

医療保険における本人が負担すべき額に相当する額
(ただし、母及び父については一医療機関ごと月1,000円の自己負担あり)
連絡先 取扱窓口は市町村です。

6 母子家庭自立支援給付費補助事業

母子家庭自立支援教育訓練給付費補助金

県内の町又は村に住んでいる母子家庭の母が指定教育訓練講座を受講し修了した場合、その受講費用の一部を助成する事業です。

母子家庭高等技術訓練促進費等補助金

県内の町又は村に住んでいる母子家庭の母が、対象資格取得のため2年以上養成機関で修業する場合に、修業する全期間高等技能訓練促進費を助成するとともに、入学支援修了一時金を助成します。

いずれの事業も事前の相談が必要ですので、管内の地域県民局地域健康福祉部福祉総室又は福祉こども総室までお問合わせください。

限られた予算の範囲内で助成を行っているため、助成できないこともあります。

7 母子家庭の母等の職業的自立促進事業

県では、子育て等で就労経験がないまたは就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母等を対象として、コンピュータ、介護福祉、経理等の職業訓練を実施しています。

対象者 母子家庭の母等で、ハローワークに求職申し込みを行っている方

受講場所 指定する民間のスクールなど

受講料 無料。(本人所有となるテキスト代、保険料等は自己負担あり)

問合せ 青森県商工労働部 労政・能力開発課 職業能力開発グループ

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 TEL 017(734)9415

8 母子家庭等介護人派遣事業

母子家庭、父子家庭または寡婦の家庭で、就職活動、病気、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等のため一時的に生活援助、保育サービスが必要なとき、介護人(家庭生活支援員)を派遣し、無料でその生活を支援します。(児童扶養手当の所得制限額を超える収入のある家庭は対象となりません。)

お申込みは市町村役場に、お問い合わせは市町村役場のほか、青森県母子家庭等就業・自立支援センター(017-735-4152)または市町村母子会までお願いします。

介護の内容

対象となる家庭の居宅で、乳幼児の保育、食事のお世話、家の掃除、生活必需品等の買物、医療機関等との連絡などの支援をします。

9 青森県特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、治療にかかった費用の一部を助成する「青森県特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

助成の額は、1組の夫婦について1回の治療につき15万円まで。1年度目は3回まで、2年度目以降は2回まで通算5年間支給します。(ただし、通算10回まで。)

詳しいことは、もよりの保健所(109頁に一覧掲載)へお問い合わせください。

6 児童養育

1 里親制度

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた里親に委託して、児童を養育することを目的とした制度です。必要に応じて、児童相談所が委託します。(児童福祉法第27条)

児童福祉法の改正により、平成21年度からは、里親は養育里親(短期里親を含む。養育里親の中で専門里親を区分)、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親(三親等内の親族がその子どもに限ってなる里親)の3種類となっています。

養育里親となるためには、養育里親研修を受ける必要があります。

里親登録並びに里子委託の推移

年度	認定・登録里親	委託里親	委託率	委託児童
8	157	39	24.8	42
9	164	35	21.3	38
10	171	31	18.1	34
11	162	26	16.0	30
12	152	30	19.7	32
13	155	36	23.2	38
14	135	31	23.0	35
15	122	40	32.8	45
16	128	38	29.7	44
17	126	38	30.2	47
18	124	37	29.8	46
19	122	36	29.5	47
20	125	38	30.4	51
21	98	41	41.8	54
22	108	42	38.9	52
23	116	46	39.7	54

7 児童健全育成

1 放課後児童対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的としています。

県内では平成24年度4月現在33市町村259クラブで実施しています。(中核市含む)

2 母親クラブ

母親クラブは、子どもの健全育成を図るため母親の奉仕、研修、協力組織です。最近、乳幼児期の養育方法、非行少年の問題、児童の事故防止、社会環境の浄化等についての活動を重点に活発な組織的活動を行っています。

3 子育て情報発信事業

近年の都市化や核家族化の進行により、家庭や地域で子育てに関する知識や経験が受け継がれにくくなっていく反面、高度情報化社会の進展により、子育てに関する情報が氾濫し、身近で直接的な子育て情報を取捨選択することが困難な状況となっています。

そこで、身近で直接的な子育て情報を気軽に入手し、交換することができるよう、デパートやスーパー等に、子育て情報を掲示するボードを設置し、子育て情報を自由に掲示できるよう、一般に開放しています。

ボードの設置場所は、青森、弘前、八戸地区では各5カ所及び黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ地区では各3カ所となっています。

掲示の申し込み・問い合わせは、次ページの各地区の子育て情報ボード管理運営事務局へ。

情報ボード管理運営事務局

地 区 名	名 称	電 話
青 森	和幸保育園地域子育て支援センター	017 (776) 1924
弘 前	みどり保育園地域子育て支援センター	0172 (32) 0510
八 戸	ファミリーサポートネットコアいちごルーム (たいなか保育園)	0178 (47) 6336
黒 石	子育て支援センターなかごう (中郷保育園)	0172 (53) 3715
五 所 川 原	第一さつき保育園地域子育て支援センター	0173 (35) 3343
十 和 田	子育て支援センターどろんこ (小さな森保育園)	0176 (23) 4794
三 沢	三沢地域子育て支援センター (チャリティー第二保育所)	0176 (53) 1176
む つ	大平保育園地域子育て支援センター	0175 (24) 5117

4 子ども虐待防止対策

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、子どもへの虐待を未然に防ぎ、子どもを虐待から守るために、虐待を早期に発見できるネットワークの構築や普及啓発活動等、総合的に推進するものです。

子どもへの虐待を未然に防ぎ・子どもを虐待から守るために

子どもを健やかに生み育てる環境づくりの推進体制の整備

1. 青森県要保護児童対策地域協議会(県レベルのネットワーク)
2. 要保護児童対策地域協議会・虐待防止ネットワーク(市町村レベルのネットワーク)
3. 市町村児童家庭相談レベルアップ事業
 - ①市町村要保護児童対策地域協議会構成員へのサインズオブセイフティ研修
 - ②市町村要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣

子育て支援に関する普及啓発活動

1. 県広報誌による県民への普及啓発
2. 子ども虐待ホットラインカードの作成配布
3. 子ども虐待防止についての意識啓発

子育てに伴う不安等の解消を図るための相談支援体制の充実強化

1. 子ども虐待ホットラインの設置
2. 児童相談所における相談体制の充実強化

子育てに伴う不安等を抱える母親等に対する地域ぐるみの子育て支援体制の充実

1. 地域子育て支援拠点事業の推進
2. 青森県子ども家庭支援センターの設置

子育て支援に関する研修の充実

1. 子ども虐待要保護児童対策研修会
2. 母子・婦人・家庭相談員業務連絡会議
3. 主任児童委員の研修
4. 子どもの人権啓発事業
5. 市町村職員のための面接技法研修

8 母子の健康

1 母子健康手帳

妊娠された方に交付されるのですが、この手帳は医師、保健師、助産師などの診察や指導の内容を記入する欄と保護者が記入する欄があり、異常や病気を未然に防ぐ資料ともなります。この手帳は市町村に妊娠届を提出すると交付されます。

2 療育医療

都道府県知事は、骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対し、療養にあわせての学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行う制度です。

療育の給付の内容

- ① 医療
- ② 学習及び療養生活に必要な物品の支給

指定医療機関

県立中央病院

手続き方法

親権を行う者又は後見人が、その監護すべき児童に代って、当該児童の居住地を管轄する保健所長を経て、知事に進達するようになっています。(児童福祉法21条の9)

3 養育医療

生まれた子どもが未熟児(母子保健法第6条第6項)で養育のため入院を必要とする場合、これに対する養育に必要な医療を給付する制度です。手続きは指定養育医療機関の担当医師の意見書等を添え、各地域県民局長に対して申請することとなっています。

※平成25年4月1日からは、申請先は市町村役場となります。

4 小児慢性特定疾患治療研究

満18歳未満の児童が、次にかかげる疾患に該当し、治療研究の対象疾患児として県の委託医療機関に入院又は通院する場合は、その医療費の自己負担分が公費で負担される制度です。(児童の保護者等の所得状況に応じた一部自己負担があります。)

申請手続きは児童の保護者が、申請書に医師の意見書等を添えて、各地域県民局長に提出することになっています。

治療研究の対象疾患及び治療研究期間等

◎対象疾患……①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血友病等血液、免疫疾患、⑩神経・筋疾患、⑪慢性消化器疾患(疾患ごとに症状や治療内容などによる認定基準があります。)

◎治療研究期間……1年以内(必要と認められる場合は、その期間を延長することができます。)

◎対象……入院及び通院

5 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児の日常生活がより円滑に行われるように、在宅の小児慢性特定疾患児に対し、下記の日常生活用具の給付を行います。

詳しくは、市町村にお問い合わせください。

◎給付品目……①便器、②特殊マット、③特殊便器、④特殊寝台、⑤歩行支援用具、⑥入浴補助用具、⑦特殊尿器、⑧体位変換器、⑨車いす、⑩頭部保護帽、⑪電気式たん吸引器、⑫ケールベスト、⑬紫外線カットクリーム、⑭ネブライザー、⑮パルスオキシメーター

6 三歳児健康診査

各市町村において身体発育及び精神発達の最も重要な時期である3歳児(満3歳以上～4歳未満)のすべてに対し、総合的健康診査を無料で実施し適切な指導、措置を行うことにより幼児の健康増進、精神発達を図ります。(母子保健法第12条)

また、健診の結果、異常が発見された場合は、専門の医療機関において精密検診を受けることができます。

7 1歳6カ月児健康診査

各市町村において幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の特徴が容易に得られる1歳6か月児に対して健康診査を無料で実施し、幼児の健康の保持及び増進を図ります。(母子保健法第12条)

8 妊婦・乳児健康診査

母子の健康管理と異常の早期発見、早期治療に努めるため、次の健康診査を行います。(母子保健法第13条)

医療機関での健康診査

全ての妊婦は、市町村が委託した医療機関で、14回の健康診査を受けることができます。また、乳児は1～3回健康診査を受けることができます。

健康診査を受けるには受診票が必要なので、妊婦は妊娠届出のとき、乳児は出生届出のとき市町村から受診票の交付を受けて下さい。

9 その他の市町村母子保健事業

各市町村が実施主体として次のような事業が行なわれることになっています。

母子保健相談指導事業

母性及び乳幼児の健康の保持、増進を図るために母子保健に関する各種の健康教育を総合的に行い、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図るための事業。

次世代育成支援対策事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものです。

(2) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に看護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養護が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うものです。

(3) 食育の推進

子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組を進めます。

(4) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進

乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組を進めます。

(5) 思春期保健対策等の推進

住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地域ぐるみで、健やかに子どもを生み育てるための施策を自主的に進めます。

10 先天性代謝異常検査等

生まれつき、体の中の酵素の働きが悪いため精神発達の障害をおこすフェニルケトン尿症などの先天性代謝異常、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)の早期発見のための検査を実施しています。検査は、赤ちゃんが生まれて5日目～7日目までの間に産婦人科又は小児科の医療機関で採血し、県が委託している検査機関で行います。検査料は無料ですが、医療機関での採血料は自己負担となっております。

11 乳幼児はつらつ育成事業

各市町村が行っている乳幼児医療費給付事業(乳幼児の医療費助成)に対し、県が費用の2分の1を補助しています。

対象年齢は、0歳児から小学校未就学児童となっており、4歳児から小学校未就学児童の入院は1日当たり500円、通院は1月当たり1,500円の一部負担金があります。所得制限により対象とならない場合がありますが、市町村により内容が異なりますので、詳しくは市町村窓口にお問合わせください。